

筑紫野市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

(事業所の方向けリーフレット)

在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、医療保険の適用外となる訪問看護の利用に係る費用の一部を給付します。

<対象者>

市内居住で、以下の要件を満たす医療的ケア児等を看護している同居の家族

18歳未満 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (両方該当)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・人工呼吸器または気管カニューレを使用している

<給付対象となる費用>

訪問看護の利用のうち、健康保険法の適用となる時間を除いた時間の費用

<給付額>

対象となる費用の9割（生活保護・住民税非課税世帯は10割）

※ 給付対象となる費用は、30分当たり3,750円が上限

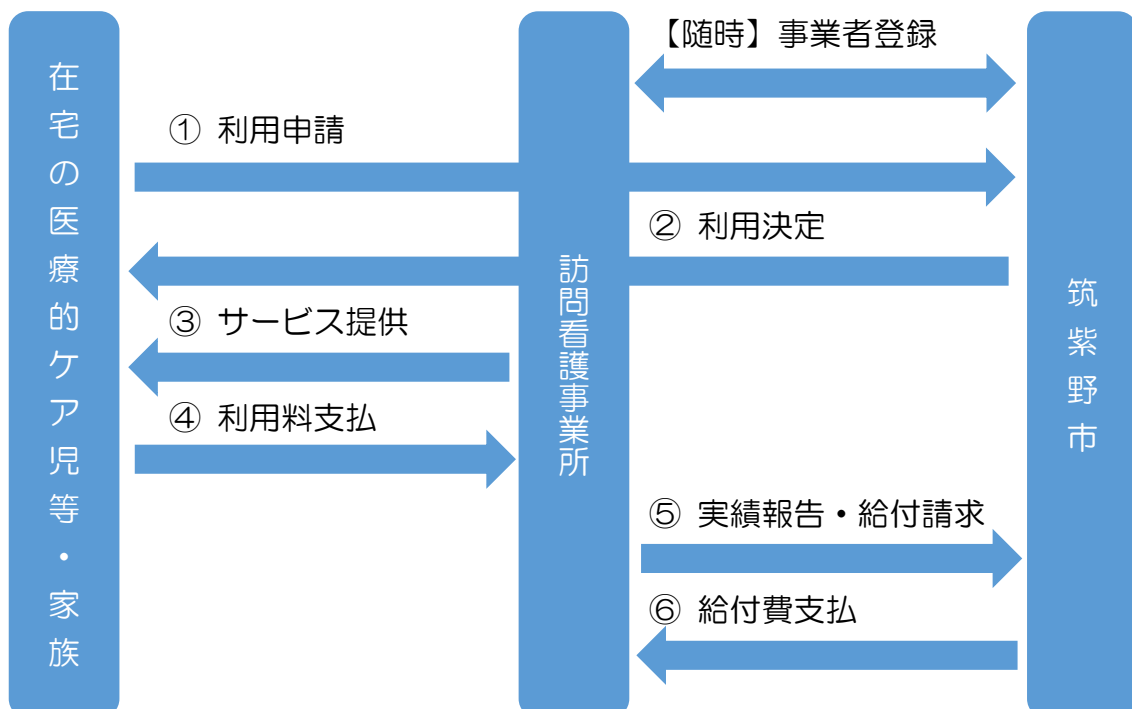
※ 医療的ケア児等一人につき、1年度当たり104時間が上限

<手続き>

訪問看護事業所を通して、申請書、各種書類を提出

※ 対象となる訪問看護の利用前に申請が必要

<事業の流れ>



～利用までの流れ～

【事業者登録】

医療的ケア児等在宅レスパイト事業に係る訪問看護を提供しようとする事業者は、医療的ケア児等在宅レスパイト事業者登録申請書（様式第4号）を市に提出します。

市長は、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、医療的ケア児等在宅レスパイト事業者登録可否決定通知書（様式第5号）により通知します。

※ サービスを提供するには、事前に事業者登録が必要です。

【利用手続き】

①利用申請

利用者（家族）の依頼により申請書類を訪問看護事業所が市に提出します。

＜提出書類＞

- ・医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書（様式第1号）
- ・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書等）
- ・【18歳以上】人工呼吸器または気管カニューレを使用していることが分かる書類

②利用決定

市は医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）を訪問看護事業所に送付します。

訪問看護事業所が決定内容（決定時間、支給割合など）を確認後、利用者（家族）に渡します。

③事業の実施

利用日時等を訪問看護事業所と利用者（家族）で調整して下さい。

④利用料の支払い

訪問看護利用料と給付費の差額を利用者（家族）が訪問看護事業所に支払います。

⑤報告書の提出及び給付費の請求（事業実施の翌月10日頃まで）

訪問看護事業所は事業実績報告書及び請求書を市へ提出してください。

＜提出書類＞

- ・医療的ケア児等在宅レスパイト事業実績報告書（様式第3号）
- ・請求書（訪問看護事業所の任意様式）

請求内容を審査し、給付費を訪問看護事業所に支払います。